

仙台市市街地再開発事業補助金制度の拡充

別紙1

拡充の背景

令和元年に「せんだい都心再構築プロジェクト」の始動を契機として、事業化を検討する地区が増加した一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大を経て、世界的な物価高騰や国内における労務費の高騰などによる建設に係る経費の増大が市街地再開発事業の推進にあたり課題となっております。

これらの状況を踏まえ、本市の市街地再開発事業補助金の拡充を行い、事業化を後押しすることで、更なる都市機能の強化に繋げます。

方針

市街地環境の改善と合わせ、都心の魅力向上や賑わいを創出する拠点の形成を強く推進するため、都市再生特別地区の都市計画決定を受けて実施する市街地再開発事業を対象として、補助額の拡充を行います。

対象事業

市街地環境の改善と合わせ、都心の魅力向上や賑わい創出に資する事業で、都市再生特別地区の都市計画決定を受けて行う市街地再開発事業が対象となります。

対象区域

都市再生緊急整備地域(右記の赤枠区域)

実施期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(現に都市計画決定がなされ、改正日の前日までに工事未着手の事業を含み、令和13年3月31日までに市街地再開発事業の都市計画決定がなされたもの)



都市貢献の高い事業※1に対し、以下の補助金拡充を行います

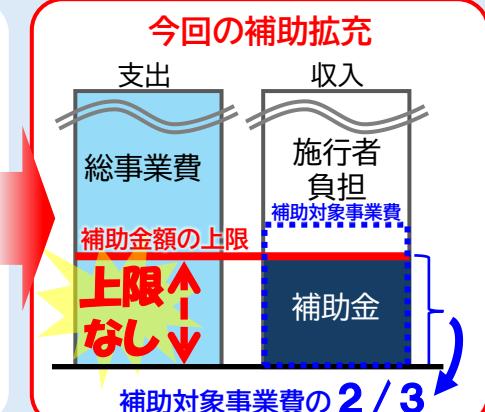
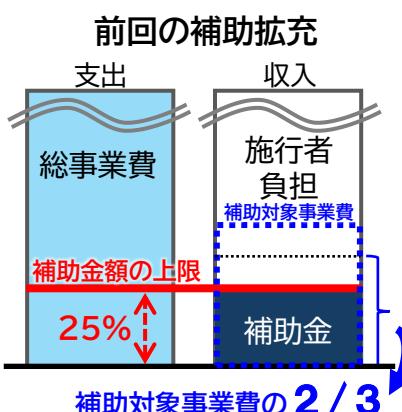
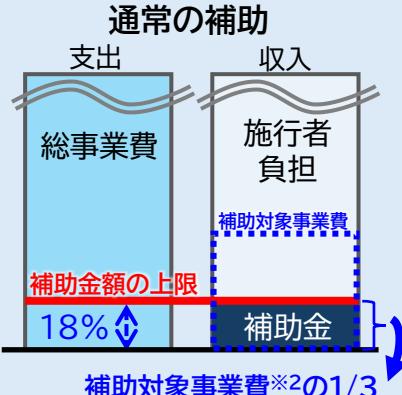
1 補助上限額
全体事業費25% → 上限なし

2 共同施設整備費対象容積率の上限
容積率+150% → 1000%

3 地区内残留者補償費
低層・非耐火建築物が密集 → 全てを対象

補助のイメージ

※1 都市貢献の高い事業：都市再生特別地区における市街地再開発事業で、住宅を含む計画を除く



※2 補助対象事業費：調査設計計画、土地整備(除却費等)、共同施設整備(廊下・階段等の不特定多数の人が使用できる共用通行部分等)

問合せ先

都市整備局 都心まちづくり課

TEL: 022-214-8314(直通)

E-Mail: tos009225@city.sendai.jp

